

令和 7 年

大和市議会第 1 回定例会議案書

目 次

ページ

議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1
議案第 2 号	大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 3 号	大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 4 号	大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 5 号	大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	59
議案第 6 号	大和市犯罪被害者等支援条例について	67
議案第 7 号	大和市建築基準条例の一部を改正する条例について	73
議案第 8 号	令和 6 年度大和市一般会計補正予算（第 1 1 号） （以下、議案第 1 8 号まで別冊のとおり。）	
議案第 9 号	令和 6 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 0 号	令和 6 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 1 号	令和 6 年度大和市病院事業会計補正予算（第 2 号）	
議案第 1 2 号	令和 6 年度大和市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
議案第 1 3 号	令和 7 年度大和市一般会計予算	
議案第 1 4 号	令和 7 年度大和市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 1 5 号	令和 7 年度大和市介護保険事業特別会計予算	
議案第 1 6 号	令和 7 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 1 7 号	令和 7 年度大和市病院事業会計予算	
議案第 1 8 号	令和 7 年度大和市下水道事業会計予算	

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大和市情報公開条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第35条
- (2) 大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第15号）
第16条並びに附則第8項及び第9項
- (3) 大和市行政不服審査法施行条例（平成27年大和市条例第22号）第12条
- (4) 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）第
59条第1項
- (5) 大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例（昭和62年大和市条例第29号）第
11条第1項

(大和市職員の分限に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大和市職員の分限に関する条例（昭和31年大和町条例第3号）第8条第1項
- (2) 大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）第22条
の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (3) 大和市職員の退職手当に関する条例（昭和38年大和市条例第19号）第14条第
1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第
1項第1号並びに第18条第4項
- (4) 大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和41年大和市条例第12
号）第4条第1号
- (5) 大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大和市
条例第28号）第6条第1号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例による
こととされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改
正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規

定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例第２２条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び大和市職員の退職手当に関する条例第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 2 号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、大和市内部通報審査会を設置したい必要による。

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 3 3 年大和町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市内部通報審査会	内部通報に係る改善措置案につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	3 以内
------------	---	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年大和市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 0 号を第 7 1 号とし、第 2 0 号から第 6 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 9 号の次に次の 1 号を加える。

（20）内部通報審査会の委員

第 2 条第 1 項中「第 6 9 号」を「第 7 0 号」に改め、同条第 2 項中「前条第 7 0 号」を「前条第 7 1 号」に改める。

別表中第 6 9 号を第 7 0 号とし、第 2 0 号から第 6 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 9 号の次に次の 1 号を加える。

2 0	内部通報審査会の委員	弁護士	日額	1 4, 0 0 0
		上記以外の委員	日額	8, 9 0 0

議案第 3 号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の休暇等の改正に準じた本市職員の休暇等についての改正を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 大和市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大和市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の日を第 1 条の規定による改正後の大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求を行う一の期間の初日とする同項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 4 号

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じた本市職員の給与についての改定等を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「超える職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、同条中第12項を第13項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(次項に規定する職員を除く。)に関する第6項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「1号給」とする。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族」を「に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」に、「6,500円、同項第2号」を「13,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる子」という。)」を削り、「10,000円」を「6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を削る。

第13条第2項中「100分の10」を「100分の12」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「及び定年前再任用短時間勤務職員」を削り、同条を第13条とする。

第15条第3項第1号中「)。」を「)」に改め、同条ただし書を削り、同項第2号中「第15条の2第1項」を「次条第1項」に改め、同項第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第7項を第8項とし、第4項

から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 運賃等相当額を当該支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、当該額の合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条を第14条とし、第15条の2を第15条とする。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前零時から」を「午後10時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第22条の2第4号中「もの。」を「もの」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

ア 行政職給料表(1)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 188,000	円 265,300	円 321,300	円 368,000	円 408,300	円 458,300
2	189,700	266,300	323,100	369,600	410,200	463,800
3	191,300	267,300	324,900	371,200	412,100	468,800
4	192,900	268,300	326,600	372,700	413,900	473,500
5	194,500	269,300	328,300	374,600	415,700	477,500
6	196,200	270,300	330,000	376,500	417,500	481,000
7	197,800	271,300	331,700	378,400	419,300	484,000
8	199,400	272,300	333,400	380,200	421,100	486,500
9	201,000	273,300	335,000	381,700	422,700	488,500
10	202,700	274,300	336,700	383,500	424,200	
11	204,400	275,300	338,400	385,200	425,700	
12	206,100	276,400	340,000	386,800	427,200	
13	207,400	277,400	341,500	388,500	428,700	
14	209,000	278,700	343,100	389,900	430,000	
15	210,600	280,000	344,700	391,300	431,300	
16	212,100	281,200	346,200	392,700	432,500	
17	213,600	282,500	347,600	394,100	433,700	
18	215,200	283,800	349,300	395,300	435,000	
19	216,800	285,000	350,900	396,500	436,300	
20	218,400	286,200	352,500	397,500	437,500	
21	220,000	287,300	353,700	398,600	438,700	
22	221,700	288,500	355,200	399,800	439,500	
23	223,000	289,800	356,700	400,900	440,300	
24	224,300	291,100	358,200	402,000	441,100	
25	225,600	292,400	359,900	402,700	441,700	
26	226,700	293,400	361,700	403,400	442,300	
27	227,800	294,400	363,400	404,100	442,900	
28	228,900	295,500	365,100	404,800	443,500	
29	230,000	296,600	366,500	405,400	444,200	
30	231,500	297,800	367,800	406,000	445,000	
31	233,000	298,900	369,000	406,500	445,400	
32	234,500	300,100	370,400	406,900	446,100	

33	236, 000	301, 300	371, 500	407, 300	446, 600	
34	237, 500	302, 600	372, 400	407, 500	447, 000	
35	239, 000	303, 900	373, 400	407, 800	447, 400	
36	240, 500	305, 200	374, 500	408, 100	447, 800	
37	242, 000	306, 500	375, 300	408, 400	448, 200	
38	243, 400	307, 800	376, 200	408, 700	448, 600	
39	244, 800	309, 100	377, 100	409, 000	449, 000	
40	246, 200	310, 400	377, 900	409, 300	449, 300	
41	247, 400	311, 700	378, 700	409, 500	449, 600	
42	248, 600	313, 000	379, 500	409, 800	450, 000	
43	249, 800	314, 300	380, 300	410, 100	450, 300	
44	251, 000	315, 400	381, 000	410, 400	450, 600	
45	252, 100	316, 300	381, 700	410, 600	450, 900	
46	253, 200	317, 600	382, 400	410, 900		
47	254, 300	318, 900	383, 100	411, 200		
48	255, 400	320, 200	383, 800	411, 500		
49	256, 400	321, 400	384, 300	411, 700		
50	257, 400	322, 700	384, 900	412, 000		
51	258, 400	323, 900	385, 500	412, 300		
52	259, 400	325, 100	386, 200	412, 500		
53	260, 400	326, 400	386, 600	412, 700		
54	261, 300	327, 500	387, 200	413, 000		
55	262, 200	328, 600	387, 800	413, 300		
56	263, 100	329, 700	388, 300	413, 500		
57	263, 900	334, 200	388, 700	413, 700		
58	264, 700	336, 100	389, 300	414, 000		
59	265, 500	337, 800	389, 900	414, 300		
60	266, 300	339, 400	390, 400	414, 500		
61	267, 000	340, 900	390, 800	414, 700		
62	267, 800	342, 500	391, 300	415, 000		
63	268, 600	344, 100	391, 800	415, 300		
64	269, 300	345, 700	392, 400	415, 500		
65	270, 000	347, 400	392, 700	415, 700		
66	270, 800	349, 200	393, 100			
67	271, 600	351, 000	393, 500			
68	272, 300	352, 800	393, 900			
69	273, 000	354, 300	394, 200			
70	273, 800	355, 700	394, 500			
71	274, 600	357, 100	394, 800			

72	275, 300	358, 500	395, 000			
73	276, 000	360, 000	395, 200			
74	276, 700	360, 800	395, 500			
75	277, 400	361, 800	395, 800			
76	278, 100	362, 800	396, 000			
77	278, 800	363, 700	396, 200			
78	279, 500	364, 800	396, 500			
79	280, 200	365, 700	396, 800			
80	280, 900	366, 700	397, 000			
81	281, 500	367, 600	397, 200			
82	282, 200	368, 300	397, 500			
83	282, 800	369, 000	397, 800			
84	283, 500	369, 600	398, 000			
85	284, 100	370, 000	398, 200			
86	284, 800	370, 600				
87	285, 400	371, 300				
88	286, 100	372, 000				
89	286, 700	372, 300				
90	287, 400	373, 000				
91	288, 000	373, 700				
92	288, 500	374, 300				
93	289, 000	374, 600				
94	289, 600	375, 100				
95	290, 100	375, 700				
96	290, 700	376, 300				
97	291, 200	376, 600				
98	291, 700	377, 200				
99	292, 300	377, 900				
100	292, 900	378, 500				
101	293, 400	378, 900				
102	293, 900	379, 400				
103	294, 300	380, 000				
104	294, 600	380, 500				
105	294, 800	381, 000				
106	295, 100	381, 600				
107	295, 300	382, 100				
108	295, 600	382, 400				
109	295, 800	382, 800				
110	296, 000	383, 300				

111	296, 300	383, 700				
112	296, 500	384, 100				
113	296, 800	384, 500				
114	297, 100	385, 000				
115	297, 400	385, 400				
116	297, 700	385, 800				
117	298, 000	386, 100				
118	298, 300					
119	298, 600					
120	299, 000					
121	299, 200					
122	299, 400					
123	299, 700					
124	300, 100					
125	300, 300					
126	300, 600					
127	301, 000					
128	301, 400					
129	301, 600					
130	301, 900					
131	302, 200					
132	302, 500					
133	302, 700					
134	303, 000					
135	303, 300					
136	303, 600					
137	303, 800					
138	304, 200					
139	304, 600					
140	304, 900					
141	305, 100					
142	305, 300					
143	305, 600					
144	306, 000					
145	306, 200					
146	306, 400					
147	306, 700					
148	307, 000					
149	307, 400					

150	307,600					
151	307,900					
152	308,200					
153	308,500					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 175,600	円 194,500	円 265,300
2	176,700	196,200	266,300
3	177,900	197,800	267,300
4	178,800	199,400	268,300
5	180,200	201,000	269,300
6	181,300	202,700	270,300
7	182,200	204,400	271,300
8	183,400	206,100	272,300
9	184,600	207,400	273,300
10	186,000	209,000	274,300
11	187,500	210,600	275,300
12	189,100	212,100	276,400
13	190,800	213,600	277,400
14	192,600	215,200	278,700
15	194,200	216,800	280,000
16	195,700	218,400	281,200
17	197,300	220,000	282,500
18	199,000	221,700	283,800
19	200,300	223,000	285,000
20	201,700	224,300	286,200
21	202,800	225,600	287,300
22	204,400	226,700	288,500
23	205,900	227,800	289,800
24	207,400	228,900	291,100
25	208,800	230,000	292,400
26	210,800	231,100	293,400
27	212,200	232,200	294,400
28	213,600	233,300	295,500
29	214,800	234,400	296,600
30	216,300	235,400	297,800
31	217,700	236,400	298,900
32	219,100	237,300	300,100
33	220,400	238,200	301,300

34	221, 600	239, 100	302, 600
35	222, 400	239, 900	303, 900
36	223, 300	240, 700	305, 200
37	224, 400	241, 400	306, 500
38	225, 500	242, 000	307, 800
39	226, 600	242, 600	309, 100
40	227, 200	243, 200	310, 400
41	228, 300	243, 800	311, 700
42	229, 300	244, 400	313, 000
43	230, 300	245, 000	314, 300
44	230, 900	245, 500	315, 400
45	231, 800	246, 000	316, 300
46	232, 600	246, 400	317, 600
47	233, 200	246, 700	318, 900
48	233, 800	247, 000	320, 200
49	234, 500	247, 300	321, 400
50	235, 200	247, 600	322, 700
51	235, 600	247, 900	323, 900
52	236, 300	248, 200	325, 100
53	236, 700	248, 500	326, 400
54	237, 300	248, 800	327, 500
55	238, 000	249, 100	328, 600
56	238, 700	249, 400	329, 700
57	239, 100	249, 700	330, 400
58	239, 600	250, 000	331, 300
59	240, 100	250, 300	332, 000
60	240, 600	250, 600	332, 800
61	240, 900	260, 400	333, 600
62	241, 300	261, 300	334, 000
63	241, 700	262, 200	334, 600
64	242, 100	263, 100	335, 300
65	242, 600	263, 900	336, 100
66	242, 800	264, 700	336, 800
67	243, 200	265, 500	337, 500
68	243, 600	266, 300	338, 100
69	244, 100	267, 000	340, 900
70	244, 600	267, 800	342, 500
71	245, 100	268, 600	344, 100

72	245, 600	269, 300	345, 700
73	245, 800	270, 000	347, 400
74		270, 800	349, 200
75		271, 600	351, 000
76		272, 300	352, 800
77		273, 000	354, 300
78		273, 800	355, 700
79		274, 600	357, 100
80		275, 300	358, 500
81		276, 000	360, 000
82		276, 700	360, 800
83		277, 400	361, 800
84		278, 100	362, 800
85		278, 800	363, 700
86		279, 500	364, 800
87		280, 200	365, 700
88		280, 900	366, 700
89		281, 500	367, 600
90		282, 200	368, 300
91		282, 800	369, 000
92		283, 500	369, 600
93		284, 100	370, 000
94		284, 800	370, 600
95		285, 400	371, 300
96		286, 100	372, 000
97		286, 700	372, 300
98		287, 400	373, 000
99		288, 000	373, 700
100		288, 500	374, 300
101		289, 000	374, 600
102		289, 600	375, 100
103		290, 100	375, 700
104		290, 700	376, 300
105		291, 200	376, 600
106		291, 700	377, 200
107		292, 300	377, 900
108		292, 900	378, 500
109		293, 400	378, 900

110		293, 900	379, 400
111		294, 300	380, 000
112		294, 600	380, 500
113		294, 800	381, 000
114		295, 100	381, 600
115		295, 300	382, 100
116		295, 600	382, 400
117		295, 800	382, 800
118		296, 000	383, 300
119		296, 300	383, 700
120		296, 500	384, 100
121		296, 800	384, 500
122			385, 000
123			385, 400
124			385, 800
125			386, 100

備考 この表は、技能職員、労務職員及び学校給食員に適用する。

別表第2（第6条関係）

消防職給料表

級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 211,600	円 255,500	円 301,700	円 337,900	円 366,400	円 384,100	円 420,300
2	214,000	257,500	302,400	339,300	368,000	385,800	421,900
3	216,400	259,700	303,100	340,600	369,600	387,500	423,500
4	218,800	261,900	303,700	341,900	371,200	389,200	425,000
5	221,200	264,000	304,400	343,200	372,800	390,700	426,500
6	223,600	265,300	305,200	344,800	374,400	392,300	428,100
7	226,000	266,600	305,900	346,400	376,000	393,900	429,500
8	228,200	267,900	306,700	348,000	377,600	395,500	430,900
9	230,400	269,200	307,400	349,500	379,200	397,100	432,000
10	232,500	270,500	308,200	351,100	380,800	398,700	433,400
11	234,600	271,800	309,200	352,700	382,400	400,300	434,900
12	236,600	273,100	310,100	354,200	384,000	401,900	436,400
13	238,600	274,400	311,000	355,700	385,600	403,400	437,700
14	240,600	275,600	312,300	357,300	387,200	405,400	439,400
15	242,600	276,700	313,600	358,900	388,900	407,400	441,000
16	244,200	278,200	314,900	360,400	390,600	409,400	442,600
17	245,800	279,500	316,200	361,900	392,300	410,900	444,000
18	247,300	280,800	317,700	363,500	394,300	412,600	445,700
19	248,800	282,100	319,000	365,100	396,200	414,200	447,400
20	250,300	283,300	320,100	366,700	398,100	415,900	449,000
21	255,200	284,500	321,100	368,100	399,800	417,500	450,400
22	257,000	285,100	322,300	369,800	401,200	419,000	451,100
23	258,400	285,700	323,500	371,500	402,400	420,500	451,800
24	259,900	286,300	324,600	373,100	403,700	421,900	452,500
25	261,400	286,800	325,700	374,700	404,700	423,100	452,900
26	262,600	287,400	326,900	376,300	405,800	424,600	453,400
27	263,800	288,000	328,100	377,900	406,800	426,100	454,000
28	264,900	288,500	329,200	379,600	407,800	427,500	454,600
29	266,200	289,000	330,300	381,300	408,900	429,000	455,200
30	267,400	289,600	331,500	383,300	410,100	430,300	455,900
31	268,700	290,100	332,700	385,300	411,200	431,500	456,400
32	270,000	290,600	333,900	387,300	412,300	432,700	456,900

33	271, 400	291, 100	335, 100	389, 000	413, 500	433, 700	457, 400
34	272, 800	291, 700	336, 300	390, 700	414, 300	434, 400	
35	274, 100	292, 200	337, 500	392, 200	415, 100	435, 200	
36	275, 400	292, 700	338, 700	393, 700	415, 700	435, 900	
37	276, 400	293, 200	339, 900	394, 900	416, 200	436, 400	
38	277, 700	293, 800	341, 200	395, 900	416, 900	436, 800	
39	279, 000	294, 400	342, 400	396, 900	417, 600	437, 200	
40	280, 200	295, 000	343, 600	397, 900	418, 200	437, 500	
41	281, 400	295, 700	344, 800	399, 000	418, 900	437, 800	
42	282, 000	296, 400	346, 200	400, 100	419, 300	438, 100	
43	282, 600	297, 100	347, 500	401, 200	419, 900	438, 400	
44	283, 200	297, 800	348, 800	402, 300	420, 500	438, 700	
45	283, 700	298, 400	349, 700	403, 600	420, 900	438, 900	
46	284, 300	299, 300	351, 000	404, 400	421, 300	439, 200	
47	284, 900	300, 100	352, 200	405, 200	421, 800	439, 500	
48	285, 500	300, 900	353, 400	405, 800	422, 300	439, 800	
49	286, 000	301, 700	354, 600	406, 300	422, 800	440, 100	
50	286, 600	302, 800	356, 000	407, 000	423, 400	440, 400	
51	287, 200	303, 900	357, 400	407, 700	423, 800	440, 700	
52	287, 700	304, 900	358, 800	408, 400	424, 200	441, 000	
53	288, 200	305, 900	360, 100	408, 700	424, 600	441, 200	
54	288, 700	307, 000	361, 600	409, 400	424, 900	441, 500	
55	289, 200	308, 000	363, 100	410, 100	425, 200	441, 800	
56	289, 700	309, 100	364, 500	410, 600	425, 500	442, 100	
57	290, 300	310, 100	365, 700	411, 000	425, 800	442, 300	
58	290, 800	311, 200	367, 100	411, 400	426, 100	442, 600	
59	291, 400	312, 300	368, 400	411, 900	426, 400	442, 900	
60	292, 000	313, 400	369, 800	412, 400	426, 600	443, 100	
61	292, 600	314, 400	370, 900	412, 900	426, 800	443, 300	
62	293, 300	315, 500	372, 100	413, 300	427, 100	443, 600	
63	294, 000	316, 600	373, 300	413, 800	427, 400	443, 900	
64	294, 700	317, 700	374, 500	414, 300	427, 600	444, 200	
65	295, 300	318, 700	375, 800	414, 800	427, 800	444, 400	
66	296, 200	319, 800	377, 000	415, 300	428, 100	444, 700	
67	297, 000	320, 900	378, 200	415, 900	428, 400	445, 000	
68	297, 800	322, 000	379, 300	416, 400	428, 600	445, 300	
69	298, 600	323, 000	380, 400	416, 800	428, 800	445, 500	
70		324, 200	381, 600	417, 400	429, 100	445, 800	
71		325, 400	382, 700	417, 900	429, 400	446, 100	

72		326, 600	383, 900	418, 100	429, 600	446, 400	
73		327, 300	385, 000	418, 400	429, 800	446, 600	
74		328, 600	385, 600	418, 900	430, 100		
75		329, 900	386, 100	419, 200	430, 400		
76		331, 200	386, 600	419, 500	430, 600		
77		332, 500	387, 200	419, 800	430, 800		
78		333, 900	387, 800	420, 200			
79		335, 300	388, 400	420, 600			
80		336, 700	389, 000	421, 000			
81		338, 000	389, 300	421, 300			
82		339, 600	389, 800				
83		341, 100	390, 300				
84		342, 600	390, 800				
85		344, 000	391, 200				
86			391, 600				
87			392, 100				
88			392, 600				
89			393, 000				
90			393, 500				
91			394, 000				
92			394, 500				
93			394, 800				
94			395, 200				
95			395, 700				
96			396, 000				
97			396, 300				
98			396, 800				
99			397, 300				
100			397, 800				
101			398, 100				
102			398, 600				
103			399, 100				
104			399, 600				
105			399, 900				
106			400, 400				
107			400, 900				
108			401, 400				
109			401, 800				
110			402, 300				

111			402,700				
112			403,200				
113			403,600				

備考 この表は、消防長（行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）及び消防吏員に適用する。

別表第3（第6条関係）

ア 医療職給料表(1)

級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 341,500	円 400,300	円 455,100	円 549,800	円 596,100	円 716,000
2	344,600	403,000	457,100	555,900	602,100	
3	347,700	405,600	459,000	561,200	607,400	
4	350,800	408,100	460,900	566,100	611,900	
5	354,000	410,500	462,300	570,500	615,900	
6	357,100	412,700	464,100	574,800	619,400	
7	360,200	414,800	465,900	578,400	622,400	
8	363,200	416,900	467,700	581,400	625,200	
9	366,200	419,000	469,500	583,900		
10	368,500	420,500	471,300	586,200		
11	370,800	422,000	473,100			
12	373,000	423,500	474,900			
13	374,900	424,900	476,700			
14	376,600	426,400	478,500			
15	378,300	427,900	480,300			
16	380,100	429,300	482,100			
17	381,900	430,700	483,900			
18	383,700	432,200	485,800			
19	385,300	433,700	487,700			
20	386,700	435,100	489,600			
21	388,100	436,500	491,500			
22	389,600	438,000	493,200			
23	391,100	439,500	495,000			
24	392,600	440,900	496,800			
25	394,100	442,300	498,400			
26	394,800	443,700	500,200			
27	395,400	445,100	502,000			
28	396,100	446,500	503,600			
29	397,000	447,900	505,000			
30	397,600	449,300	506,700			
31	398,200	450,700	508,500			
32	398,800	452,100	510,200			

33	399, 400	453, 500	511, 700			
34	399, 900	454, 900	513, 000			
35	400, 400	456, 300	514, 300			
36	400, 900	457, 700	515, 600			
37	401, 400	459, 100	516, 600			
38	401, 800	460, 800	517, 900			
39	402, 200	462, 400	519, 200			
40	402, 600	464, 000	520, 500			
41	403, 000	465, 600	521, 500			
42	403, 400	466, 800	522, 300			
43	403, 800	468, 000	523, 100			
44	404, 200	469, 100	523, 900			
45	404, 600	470, 100	524, 800			
46	405, 000	471, 100	525, 600			
47	405, 400	472, 000	526, 400			
48	405, 800	472, 800	527, 100			
49	406, 100	473, 500	527, 900			
50		474, 200	528, 700			
51		474, 900	529, 400			
52		475, 500	530, 300			
53		476, 200	531, 200			
54		476, 900	532, 000			
55		477, 500	532, 900			
56		478, 100	533, 800			
57		478, 400	534, 600			
58		479, 000	535, 500			
59		479, 700	536, 400			
60		480, 400	537, 100			
61		480, 800	537, 900			
62		481, 400	538, 800			
63		482, 100	539, 700			
64		482, 800	540, 600			
65		483, 200	541, 400			
66		483, 800	542, 300			
67		484, 400	543, 200			
68		484, 900	544, 100			
69		485, 400	544, 900			
70		485, 900	545, 800			
71		486, 400	546, 700			

72		486,900	547,600			
73		487,300	548,400			
74		487,800				
75		488,200				
76		488,700				
77		489,200				
78		489,800				
79		490,400				
80		490,800				
81		491,300				
82		491,900				
83		492,500				
84		493,000				
85		493,500				

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 227,400	円 263,000	円 281,800	円 315,000	円 360,700	円 415,000
2	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
3	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
4	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
5	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
6	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
7	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
8	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
9	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
10	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
11	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
12	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
13	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
14	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
15	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
16	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
17	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
18	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
19	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
20	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
21	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
24	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
25	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
27	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500

34	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900
35	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200
36	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500
37	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
38	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400	
39	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700	
40	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
41	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300	
42	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600	
43	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900	
44	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200	
45	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400	
46	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700	
47	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000	
48	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300	
49	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500	
50	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800	
51	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100	
52	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400	
53	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600	
54	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000		
55	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700		
56	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300		
57	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700		
58	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200		
59	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800		
60	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400		
61	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800		
62	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300		
63	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800		
64	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300		
65	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900		
66	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400		
67	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000		
68	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600		
69	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100		
70		324, 500	346, 400	389, 600		
71		325, 000	346, 900	390, 100		
72		325, 500	347, 400	390, 600		

73		326, 100	347, 900	390, 900		
74		326, 600	348, 400	391, 400		
75		327, 100	348, 900	391, 800		
76		327, 500	349, 300	392, 200		
77		328, 100	349, 600	392, 600		
78			349, 900			
79			350, 100			
80			350, 400			
81			350, 900			
82			351, 200			
83			351, 500			
84			351, 800			
85			352, 200			
86			352, 500			
87			352, 800			
88			353, 100			
89			353, 500			
90			353, 800			
91			354, 100			
92			354, 400			
93			354, 700			

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の医療技術員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 240,600	円 281,800	円 295,200	円 319,300	円 362,000	円 416,300
2	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800

34	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
35	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
36	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
37	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		

73	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	312,900	350,700	369,600			
87	313,900	351,500	370,200			
88	314,900	352,300	370,700			
89	315,800	352,900	371,000			
90	316,900	353,500	371,500			
91	317,900	354,100	371,900			
92	318,900	354,700	372,200			
93	319,700	355,100	372,800			
94	320,400	355,500	373,300			
95	321,100	356,000	373,800			
96	321,700	356,400	374,300			
97	322,200	356,900	374,900			
98	322,500					
99	323,100					
100	323,700					
101	324,100					
102	324,700					
103	325,300					
104	325,800					
105	326,200					
106	326,700					
107	327,200					
108	327,700					
109	328,100					
110	328,500					
111	328,800					

112	329,100					
113	329,400					

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(次項において「育児短時間勤務職員等」という。)」及び「(次項において「算出率」という。)」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「第12条、第14条、第21条第1項、第23条及び第24条の規定中勤勉手当に関する部分」を「第13条及び第21条第1項」に改め、同条第2項中「第2条、第21条第2項及び第22条第2項」を「第21条第2項、第22条第2項及び第23条第2項」に改め、「第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「、第12条及び第14条」を「及び第13条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(号給の切替え)

2 施行日の前日において大和市一般職の職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日において当該職員が属していた職務の級が附則別表に掲げられている級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日において当該職員が属していた職務の級及び同日において当該職員が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、当該職員が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害のある者」とあるのは
- 「(5) 心身に著しい障害のある者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に掲げる扶養親族については1人につき3,000円とする」とする。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改める。

(大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 6 大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第15条」を「第14条」に改める。

附則別表（附則第２項関係）

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	2 級	5 級	6 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	1	1
11	7	1	1
12	8	1	1
13	9	1	1
14	10	1	1
15	11	1	1
16	12	1	1
17	13	1	1
18	14	2	1
19	15	3	1
20	16	4	1
21	17	5	1
22	18	6	1
23	19	7	1
24	20	8	2
25	21	9	2
26	22	10	2
27	23	11	2
28	24	12	3
29	25	13	3
30	26	14	3
31	27	15	3
32	28	16	3
33	29	17	3
34	30	18	4
35	31	19	4

36	32	20	4
37	33	21	4
38	34	22	4
39	35	23	4
40	36	24	4
41	37	25	4
42	38	26	5
43	39	27	5
44	40	28	5
45	41	29	5
46	42	30	
47	43	31	
48	44	32	
49	45	33	
50	46	34	
51	47	35	
52	48	36	
53	49	37	
54	50	38	
55	51	39	
56	52	40	
57	53	41	
58	54	42	
59	55	43	
60	56	44	
61	57	45	
62	58		
63	59		
64	60		
65	61		
66	62		
67	63		
68	64		
69	65		
70	66		
71	67		
72	68		
73	69		
74	70		

75	71		
76	72		
77	73		
78	74		
79	75		
80	76		
81	77		
82	78		
83	79		
84	80		
85	81		
86	82		
87	83		
88	84		
89	85		
90	86		
91	87		
92	88		
93	89		
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		

イ 行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 級	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32

37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71

76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110

115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121
126	122
127	123
128	124
129	125

ウ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 級	7 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28

37	29
38	30
39	31
40	32
41	33

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	
10	1	1	1	2	
11	1	1	1	2	
12	1	1	1	2	
13	1	1	1	2	
14	2	1	1	3	
15	3	1	1	3	
16	4	1	1	3	
17	5	1	1	3	
18	6	2	1	3	
19	7	3	1	4	
20	8	4	1	4	
21	9	5	1	4	
22	10	6	1		
23	11	7	1		
24	12	8	1		
25	13	9	1		
26	14	10	1		
27	15	11	1		
28	16	12	1		
29	17	13	1		
30	18	14	1		
31	19	15	1		
32	20	16	1		
33	21	17	1		
34	22	18	1		
35	23	19	1		
36	24	20	1		

37	25	21	1		
38	26	22	2		
39	27	23	2		
40	28	24	2		
41	29	25	2		
42	30	26	3		
43	31	27	3		
44	32	28	3		
45	33	29	3		
46	34	30	4		
47	35	31	4		
48	36	32	4		
49	37	33	4		
50	38	34	4		
51	39	35	5		
52	40	36	5		
53	41	37	5		
54	42	38	5		
55	43	39	5		
56	44	40	6		
57	45	41	6		
58	46	42	6		
59	47	43	6		
60	48	44	6		
61	49	45	7		
62	50	46	7		
63	51	47	7		
64	52	48	7		
65	53	49	8		
66	54	50			
67	55	51			
68	56	52			
69	57	53			
70	58	54			
71	59	55			
72	60	56			
73	61	57			
74	62	58			
75	63	59			

76	64	60			
77	65	61			
78	66	62			
79	67	63			
80	68	64			
81	69	65			
82	70	66			
83	71	67			
84	72	68			
85	73	69			
86	74	70			
87	75	71			
88	76	72			
89	77	73			
90	78				
91	79				
92	80				
93	81				
94	82				
95	83				
96	84				
97	85				

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20

37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		

76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82		78	74		
83		79	75		
84		80	76		
85		81	77		
86		82			
87		83			
88		84			
89		85			
90		86			
91		87			
92		88			
93		89			
94		90			
95		91			
96		92			
97		93			

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20

37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		

76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			

議案第 5 号

大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の旅費の支給に準じた本市職員の旅費の額及び支給方法についての改正を行いたい必要による。

大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大和市職員の旅費に関する条例（昭和 37 年大和市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「職員については」を「場合又は任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他任命権者が認める場所」に改め、同条第 3 号中「扶養親族又は」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第 4 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 3 条第 2 項第 1 号中「（免職）を「、免職（解職及び罷免）」に改め、同条第 5 項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「その出発前に旅行命令を変更され、若しくは取り消され」を「次条第 3 項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び第 5 条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「金額があるときは、当該」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第 6 項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 4 条第 1 項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第 3 項中「旅行命令を変更又は取消しする」を「旅行命令の変更をする」に改め、「自ら又は」の次に「次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による」を加え、「これを変更又は取消し」を「その変更を」に改める。

第 7 条を削る。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料、食事料、移転料、扶養親族移転料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第10項までを削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、遅滞なく任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第8条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「所定の請求書」を「請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3項において同じ。）を含む。）」に、「事項を記入して」を「資料を添えて」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第8条に次の2項を加える。

3 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

- 4 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、当該旅費の支払をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第9条から第19条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動す

る場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 公用車により旅行する場合は、鉄道賃及びその他の交通費は支給しない。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の新居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定め

るものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第21条を削る。

第20条中「第5条」を「第6条」に、「9級」を「5級」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第22条を次のように改める。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び前条（宿泊手当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(旅費の減額等)

第23条 第9条から前条までに規定するほか、旅行の性質、状況又は特別の事情により旅費の一部又は全部を支給することが適当でないと市長が認めたときは、その旅行に要する旅費を減額し、又は支給しないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の大和市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する任命権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の大和市職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する任命権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（解職及び罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

議案第 6 号

大和市犯罪被害者等支援条例について

大和市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等の支援の基本的事項を定め、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的な推進を図りたい必要による。

大和市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の目的にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において活動を行う者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、^{ひぼう}誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるも

のとする。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、それぞれの関係機関等が担うべき役割を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等（市内に住所を有しない者であつて、犯罪等により害を被ったもののうち、当該事業者が雇用するものを含む。以下この項において同じ。）が安心して暮らすとともに、当該犯罪等に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずること。
- (2) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、育児、介護その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずること。
- (4) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、安全な居住場所を確保するために必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行うこと。

(市内に住所を有しない被害者等への支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する相談及び情報の提供等を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等への啓発活動等)

第12条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等及び事業者の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わな

いことができる。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

議案第 7 号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例について

大和市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例（平成１２年大和市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「同じ。）」の次に「又は特定主要構造部が耐火構造」を加える。

第１０条に次の１項を加える。

- ２ 政令第１０９条の８に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第１２条第２項中「区画された」を「床又は壁により分離された」に、「区画部分」を「分離部分」に改める。

第１５条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は、前２項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第１７条に次の１項を加える。

- ２ 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第２３条第１項中「、２以上の出口に通じさせ」を削り、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の屋内通路は、２以上の出口に通じさせなければならない。

第２６条第２項、第２７条第１項、第２８条第２項、第２９条第４項及び第３０条第２項中「主要構造部又は屋根を除く主要構造部」を「特定主要構造部（屋根を除く。）」に改める。

第３４条に次の１項を加える。

- ５ 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第３９条中「とし」の次に「、特定主要構造部を耐火構造とし」を加える。

第４０条に次の１項を加える。

3 火熱遮断壁等で区画されている場合においては、火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第55条第1項中「面積」を「対象床面積（当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。以下同じ。）」に改め、「又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」を削り、同条中第3項を第11項とし、第2項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 法第3条第2項の規定により、第4条、第6条、第8条から第15条（第3項及び第5項を除く。）まで、第16条から第32条まで、第34条（第5項を除く。）、第36条から第40条（第2項を除く。）まで、第41条第3号又は第42条から第45条までの規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

10 第6項及び第7項の規定は、法第3条第2項の規定により第6項及び第7項に規定する規定（第43条から第45条までに係る部分を除く。）の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第6項及び第7項中「増築又は改築」とあるのは、「用途の変更」と読み替えるものとする。

第55条第1項の次に次の6項を加える。

2 法第3条第2項の規定により、第15条第1項若しくは第2項、第17条第1項、第34条第4項、第39条又は第40条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（劇場の客席に供する部分に係る増築にあつては、第1号）に該当する増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が、次のア及びイに該当するものであること。

ア 火熱遮断壁等で区画されるもの

イ 第15条第1項及び第2項、第17条第1項、第34条第4項、第39条並びに第40条の規定に適合するもの

(2) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、50平方メートルを超えないものであること。

3 法第3条第2項の規定により、第11条、第18条第2項、第21条、第22条（第34条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第23条第

2項、第24条（第1項第4号を除く。以下この項において同じ。）、第27条、第28条、第32条、第34条第2項（第2号を除く。以下この項において同じ。）、第41条第3号又は第42条第3号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、第1号）に該当する増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築の後において、それぞれ政令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるもの

イ 増築又は改築に係る部分が、第11条、第18条第2項、第21条、第22条、第23条第2項、第24条、第27条、第28条、第32条、第34条第2項、第41条第3号及び第42条第3号の規定に適合するもの

(2) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、基準時における延べ面積の20分の1（当該対象床面積の合計が50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。以下この条において同じ。）を超えないもの

イ 増築又は改築が、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないもの

4 法第3条第2項の規定により、第12条、第14条、第20条、第23条第3項、第24条第1項第4号、第26条又は第29条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、基準時における延べ面積の20分の1を超えないこと。

(2) 増築又は改築が、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

5 法第3条第2項の規定により、第9条（第24条第2項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第16条、第24条第2項、第36条、第37条又は第42条（第3号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合は、当該増築又

は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が、次のア及びイに該当するものであること。

ア 火熱遮断壁等で区画されるもの

イ 第9条、第16条、第24条第2項、第36条、第37条及び第42条の規定に適合するもの

(2) 次のア及びイに該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が、基準時における延べ面積の20分の1を超えないもの

イ 増築又は改築が、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないもの

6 法第3条第2項の規定により、次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物について、当該規定に規定する基準の適用上1の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分としてそれぞれ当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る独立部分以外の独立部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(1) 第9条、第15条第1項若しくは第2項、第16条、第17条第1項、第34条第4項、第36条、第37条、第39条、第40条又は第42条（第3号を除く。） 火熱遮断壁等により区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分

(2) 第11条、第18条第2項、第21条、第22条（第34条第3項において準用する場合を含む。）、第23条第2項、第24条第1項（第4号を除く。）、第27条、第28条、第32条、第34条第2項（第2号を除く。）、第41条第3号又は第42条第3号 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

7 法第3条第2項の規定により、第10条、第18条第1項、第23条第1項、第30条、第31条又は第43条から第45条までの規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

別表第1号中	「	10,000円	を	「	15,000円	に、	「床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの
		18,000円			28,000円		
		28,000円			43,000円		
	」			」			」

36,000円	を	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、300平方 メートル以内のもの	48,000円	に改め、同表第2号中
		床面積の合計が、 300平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	55,000円	

16,000円 19,000円 25,000円	を	24,000円	に、	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	34,000円
		30,000円			
		39,000円			

を	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、300平方 メートル以内のもの	44,000円	に改め、同表第3号中	15,000円 18,000円 24,000円
	床面積の合計が、 300平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	53,000円		

を	23,000円	に、	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	31,000円	を	床面積の 200平 を超え、 メートル
	29,000円					床面積の 300平 を超え、 メートル
	38,000円					

合計が、 方メートル 300平方 以内のもの	42,000円	に改め、同表第4号中	15,000円 18,000円 23,000円	を
	合計が、 方メートル 500平方 以内のもの	49,000円		

24,000円 28,000円 37,000円	に、	床面積の合計が、 200平方メートル を超え、500平方 メートル以内のもの	32,000円	を	床面積の合計 200平方メ を超え、300 メートル以内
					床面積の合計 300平方メ を超え、500 メートル以内

が、 一トル 平 方 の 物	4 2, 0 0 0 円
が、 一トル 平 方 の 物	5 0, 0 0 0 円

に改め、同表第 7 号中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条

第 2 0 項」に改め、同表第 8 号中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に、「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改め、同表第 9 号中「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改め、同表第 1 0 号中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号」に改め、同表第 6 1 号及び第 6 3 号中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大和市手数料条例の一部改正)

- 2 大和市手数料条例（昭和 2 6 年大和町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第 1 号(1)ウ中「一の」を「1 の」に改め、同ウ(エ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同ウ中(エ)を(オ)とし、同ウ(ウ)中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項」を「基準省令第 1 条第 1 項第 1 号」に改め、同ウ中(ウ)を(エ)とし、同ウ(イ)中「(ア)」の次に「及び(イ)」を加え、同ウ中(イ)を(ウ)とし、同ウ(ア)中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項」を「基準省令第 1 条第 2 項」に改め、同ウ(ア)の次に次のように加え、同ウを同エとする。

(イ) 住宅部分（基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満の建築物 5 1, 0 0 0 円
- b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満の建築物 8 6, 0 0 0 円
- c 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満の建築物 1 5 0, 0 0 0 円

d 床面積の合計が5, 000平方メートル以上の建築物 220, 000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)イ中「住宅(ア)の次に「及びイ」を加え、同イを同ウとし、同アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅(基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25, 000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28, 000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)中「第15条第1項」を「(平成27年法律第53号)第14条第1項」に改め、同イ中「一の」を「1の」に改める。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第1号区分の欄及び金額の欄を次のように改める。

	ア 一戸建ての住宅(増築又は改築をする場合(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロに適合するものに限る。以下ア及びイにおいて同じ。)にあつては、当該増築又は改築をする部分)(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。)の場合(基準省令第1条第1項第2号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅(以下「気候風土適応住宅」という。)にあつては、基準省令第1条第2号イの規定は適用しない。以下ア及びイにおいて同じ。) 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17, 000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19, 000円 イ 一戸建ての住宅(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅
--	--

25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

28,000円

ウ 一戸建ての住宅（ア及びイに該当するものを除く。）の場合 次に

掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

38,000円

エ 1の建築物（一戸建ての住宅を除く。オにおいて同じ。）の場合 当

該申請に係る住宅の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に

応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分

を除く。以下この表において同じ。）（基準省令第1条第1項第2号

イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに

限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に

定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円

(イ) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は第1

条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求

をされたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応

じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 51,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

ル未満の建築物 86,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 150,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 220,000円

(ウ) 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円

オ 1の建築物（建築物の用途が基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この表において「工場等」という。）以外であるものに限る。）の場合 当該申請に係る非住宅部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 工場等以外（基準省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 150,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 370,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円

(イ) 工場等以外（基準省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円

カ 非住宅部分（建築物の用途が工場等であるものに限る。） 当該申請に係る非住宅部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(イ) 工場等（基準省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の工場等 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等 26,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メ

	一トル未満の工場等 38,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の工場等 95,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の工場等 140,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の工場等 180,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の工場等 220,000円 (イ) 工場等（基準省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の工場等 23,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等 31,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の工場等 43,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の工場等 100,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の工場等 150,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の工場等 190,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の工場等 230,000円
--	--

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第3号を次のように改める。

3	法第11条第1項若しくは第2項又は第	(1) 建築物の用途が一戸建ての住宅	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に14,000円を加えた額
---	--------------------	--------------------	--

12条第2項	の場合	
若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条第1項各号に基づく法第11条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定による完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定による完	(2) 建築物の用途が工場等以外である場合	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に、次に掲げる1の建築物の各部分の床面積（建築基準法第7条第1項の規定による完了検査申請又は同法第18条第16項の規定による完了通知に係る1の建築物の各部分の床面積に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えた額 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 21,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 35,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 67,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 100,000円 イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 19,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 26,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 38,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル

	了通知手数料		以上5,000平方メートル未満の建築物 95,000円 (イ) 床面積の合計が5,000平方メートル 以上10,000平方メートル未満の建築物 140,000円 (ロ) 床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満の建築物 180,000円 (ハ) 床面積の合計が25,000平方メートル 以上の建築物 220,000円
		(3) 建築物の 用途が工場 等の場合	建築条例別表第2号、第3号、第7号又は第8号に定める額に19,000円を加えた額

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第4号中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改める。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第5号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号(1)エ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同エ(ア)及び(イ)中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同エ(ウ)中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同エを同オとし、同ウ中「一の」を「1の」に改め、同ウ(エ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同ウ(エ)を同ウ(オ)とし、同ウ(ウ)を同ウ(エ)とし、同ウ(イ)中「(ア)」の次に「及び(イ)」を加え、同ウ(イ)を同ウ(ウ)とし、同ウ(ア)の次に次のように加え、同ウを同エとする。

(イ) 住宅部分(基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 51,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 86,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 150,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 220,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第5号(1)イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同イを同ウとし、同アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表第5号(2)中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同(2)イ中「一の」を「1の」に改め、同(2)ウ(ウ)中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同表第6号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第7号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号イ中「一の」を「1の」に改め、同表第8号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表第9号を削る。